

## 別紙 2

## 免除措置（震災特例法第32条関係）を適用する場合

## の税額計算明細書

名 称  
(氏名)

- この税額計算明細書は、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(震災特例法) 第32条の規定の適用を受ける場合の免除税額及び免除後の税額の計算に使用します。
- ※ 平成8年分及び平成9年分の地価税の申告においては、震災特例法第32条に該当する場合にのみ免除措置が適用になります。
- この税額計算明細書は、地価税の申告書とともに提出します。
- この税額計算明細書の書き方については、裏面を参照してください。

(平成8年分以降)

## 免除税額及び免除後の地価税の額の計算

区分		免除対象土地等がないものとした場合の計算
課税価格	申告書第1表の「課税価格」欄の額	① 円
	「免除対象土地等の明細書」の④の額	② ④ 円
	免除対象土地等を除いた課税価格(①-②)	③ 円
基礎控除の額	定額控除 定額控除が適用されたとした場合の額	④ 円
	面積比例控除 面積比例控除が適用されたとした場合の額	⑤ 円
	「免除対象土地等の明細書」の⑥の額	⑥ ④ 円
	免除対象土地等を除いた基礎控除の額(⑤-⑥)	⑦ 円
	適用する基礎控除の額(④と⑦のいずれか大きい額)	⑧ 円
	基礎控除後の課税価格(③-⑧) (1,000円未満切捨て)	⑨ , 000 円
	免除前の税額 (申告書第1表の「基礎控除後の課税価格」欄の額×0.15%)	⑩ 円
	免除対象土地等を除いた場合の税額(⑨×0.15%)	⑪ 円
	免除税額(⑩-⑪)	⑫ 円
	免除後の地価税の額(⑩-⑫) (申告書第1表の「地価税の額」欄に転記します。)	⑬ 00 (100円未満切捨て)

## 書 方

申告書第1表の「基礎控除後の課税価格」欄まで記入した後、この税額計算明細書により、免除後の地価税の額を計算し、申告書第1表の「地価税の額」欄に転記します。

※ 平成8年分及び平成9年分の地価税の申告においては、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(震災特例法)第32条に該当する場合にのみ免除措置が適用になります。

なお、震災特例法第32条の要件等については、「地価税の申告の手引き」を参照してください。

1 「免除税額及び免除後の地価税の額の計算」表は、次により記載します。

「区分」欄の記載事項のとおり、申告書第1表及び免除対象土地等(震災特例法第32条関係)の明細書の必要箇所を転記します。

2 「免除税額及び免除後の地価税の額の計算」表の「基礎控除の額」(④~⑧)欄は、次により記載します。

- ・ 申告書第1表の「基礎控除の額」欄において定額控除を適用している場合  
④欄及び⑧欄に、申告書第1表の「基礎控除の額」欄の額を転記します。なお、⑤~⑦欄は記載不要です。
- ・ 申告書第1表の「基礎控除の額」欄において面積比例控除を適用している場合
  - (1) ④欄に、定額控除を適用するとした場合の基礎控除額を記載します。
  - (2) ⑤欄に、申告書第1表の「基礎控除の額」欄の金額を転記します。
  - (3) ⑥欄に、「免除対象土地等(震災特例法第32条関係)の明細書」の⑧欄の額を転記し、⑦欄を計算します。
  - (4) ⑧欄に、④欄の額と⑦欄の額のいずれか大きい金額を記載します。

3 「免除税額及び免除後の地価税の額の計算」表の「⑩免除後の地価税の額」欄の額を申告書第1表の「地価税の額」欄に転記します。